

## 民間資金等活用事業推進委員会総合部会検討会（概要）

日 時：平成21年7月7日（火）15：30～17：30

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、宮本委員、  
伊藤（陽）専門委員、今道専門委員、小幡専門委員、小林専門委員、光多専門委員、美原専門委員、  
赤羽貴弁護士、伊藤総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長、江口直明弁護士、名執法務省矯正局矯正調査官、吉田国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

### 議事概要：

山内部会長より、出席委員の数が総合部会の定足数に満たなかったため、当初予定していた第27回総合部会ではなく、検討会として議事を進めることとなった旨説明。また、議事規則第4条及び第6条の規定に基づき、弁護士及び関係省庁実務担当者に参加していただくこととした旨説明。

#### （1）PFI事業契約の条項例について

事務局より、資料1～3に基づき、PFI事業契約の条項例について説明。委員からの主要な意見は以下のとおり。

#### 【事業契約の条項例：今後の審議の進め方】

- ・（B専門委員）全体として、秋にかけてこれからどのように議論を進めるのか。PFI事業の段階として、1番目に契約、2番目に設計工事引き渡し、3番目に維持管理、4番目に支払関係、5番目にリスク分担関係と分類することができると思うが、どういう手順で議論を進めていくのか。今回事務局に説明いただいたのは、設計工事引き渡し、設計の変更のところということでのよいのか。
- ・（事務局）設計と設計変更、その前段階としての業務要求水準を説明させていただいた。
- ・（B専門委員）設計変更については、事業者側に不満があることも多いと聞いているので、民間の方をこの議論の場に実際に呼んで、意見をくみ上げる必要があるのではないか。
- ・（事務局）現場の実務者の方々にあたって検証することは非常に重要だが、まだそれには及んでない。今回最終成果物のイメージを拙速ながら出したという状況。

#### 【事業契約の条項例：設計、設計変更】

- ・（C委員）事業契約書の冒頭に、「PFI法ならびに基本方針に基づき」等のような文章を入れ込むべきではないか。そうすることにより、契約書で細かいことを規定しなくても、PFI法と基本方針に則ることで大まかな契約の方向性が決まってくる。
- ・（事務局）ご指摘について加筆する。
- ・（D専門委員）議論を活性化させるためにも、事前に、分野を絞った上でいろんな人の意見を聴取すべき。また、現場では、要求水準としてサービスレベルという形で考えていた所に、非常に明確な設計図書というものが入ってきて、最初に何をどこまで取り決めるべ

きかあいまいになっている。この問題を取り上げるべき。

・(C委員)PFIの理念として「民間事業者の創意工夫に任せる」ということがあるが、業務要求水準だけでは漠然としているため、事例として仕様を提示してしまう。これでは伝統的な入札方法と変わらない。公共側が民間側に要求できるのはサービスレベルであることを考えると、仕様の変更はPFIの本質ではない。

・(E出席者)民間側は入札説明書につけられている要求水準に基づいて入札に参加しているので、落札後に要求水準が変わることには歯止めが必要である。逸脱と、工期を変更しない、というのが一つの基準だが、最近はその歯止めがないものも多く、懸念がある。

・(F出席者)PFI事業は設計図書でなく要求水準に基づいて契約しているのだから、変更する際は要求水準を中心に考えるべき。また、変更をしやすくするためにも要求水準は疑義のないようにしっかり書くべきだが、そのための方法として、性能水準を仕様で書き、解釈の幅をできるだけ小さくするという方法があることを紹介する。

・(G委員)基本的には事務局の説明で満足しているが、どの程度の幅まで要求水準の変更ができるのか、ブラックボックスとして残っている。4月に基本的な考え方を示して、性能発注したときの認識との齟齬の問題について、調整の手段として仲裁や紛争解決等で触れており、道具は一応整っている。次回加筆する際には、仕様発注が進むことの問題についても書いてはどうか。

・(H出席者)PFIの当初では結構ガラッと変えるような官側の要求も大きかったが、最近では具体的仕様やスペックの議論になってきている。議論の対象をどの程度の大きさの問題点にするのか、明確にすべき。

・(G委員)入札、提案、落札、どの段階でどのレベルの契約が成立しているかというところがクリアになっていないので、変更をする際に様々な問題点が生じる。

#### 【事業契約の条項例：今後の審議の進め方(その2)】

・(B専門委員)我々の任期である11月までに標準契約書の具体的条項をとりまとめなければならない。事業の各段階の論点について少しずつけりをつけていって、大きな論点についてのみ時間をかけて議論するという形にしないと、とりまとめができなくなってしまう。設計についてはこのあたりで切り上げてよいのでは。

・(H出席者)資料3-5の「主要な論点」15については、論点的にかなり軽重がある。1、8、11~14は重要だが、4、10は重要ではないのでは。6、7も、特に取り上げて議論する必要性はあまりない。

・(E出席者)こういった条項案がいったん公表されると、かなりの影響力があるので、自治体などがそのままコピーペーストして使い始め、急速に広まってしまう可能性がある。慎重に作らないといけない。

・(事務局)委員の方の11月までの任期を考慮すると、任期の11月までに取りまとめたものをパブコメに出し、次の期にさらに議論いただくという段取りも考えられる。

・(J専門委員)一番重要な論点から議論した方がよい。次回は何を議論するのか。

・(事務局)次回は、損害を中心に議論することを考えている。

・(E出席者)不可抗力の損害について、出来高を買い取る場合に、建物が壊れた後の壊れた部分はどう評価し、どうやって民間側にお金が戻ってくるのか、条文上も整理したい。

・(H出席者)PFI事業が途中で終了した場合、公共側は何を払い、民間側は何を得ることで契約を解除できるのか。またPFI事業が長期にわたった場合は、どのように損害を分担するのかという点を議論したい。

・(K委員)議論の対象を絞った方がよい。時間も限られているので、対象を広くしすぎるとミスリーディングなものを提示してしまう危険性がある。

- ・(部会長) 本条項案の前提条件を明確にして、書き込むべき。
- ・(事務局) 承知した。
- ・(D 専門委員) 前提条件を明確にしてケースを限定するのもよいが、多様なケースについて解説の中で触れることで、より深く内容を理解することができるので、その点も留意してほしい。
- ・(C 委員) 事業の大まかな段階として、事業の設計 事業の運営 事業の出口の3つが考えられる。この3つを中心に議論をして、資料1の対象をもう少し細分化して、今回の議論の最終的な出来上がりとするればよいのではないか。
- ・(B 専門委員) 条文ベースで議論を進めるべき。そうでないと間に合わない。
- ・(部会長) 次回は、損害賠償などについて一連の議論をまとめてやっていく。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681